

岐阜県空き家利活用事業実施要領

1 総 則

この要領は、岐阜県空き家利活用事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施について定める。

2 補助事業者等

- (1) 要綱別表に掲げる事業の補助事業者として規定する移住者については、次のとおりとする。
 - ア 補助事業完了日までに県外から県内の空き家所在地に転入届を出す者
 - イ 申請日から遡って1年以内に県外から県内の空き家所在地に転入届を出した者
 - ウ その他知事が移住者として認めた者
- (2) 要綱別表に掲げる事業の補助事業者として規定する多子世帯は、18歳未満の子を3人以上養育する世帯であって、本事業に伴い県内の空き家所在地に住所を移転する世帯をいう。ただし、母子手帳の写し等で妊娠を確認できる場合においては0歳未満の子を含む。
- (3) 要綱別表に掲げる事業の補助事業者として規定する新婚世帯は、本事業に伴い県内の空き家所在地に住所を移転する世帯であって、次のとおりとする。
 - ア 補助事業完了日までに婚姻の届出をする世帯
 - イ 申請日から遡って2年以内に婚姻届を提出した世帯
 - ウ 事実婚の世帯であって、住民票等で内縁関係の開始を証明できる場合も同様とする。
- (4) 要綱別表に掲げる事業の補助事業者として規定する空き家の所有者又は賃貸人は、要綱別表に掲げる事業の移住者、多子世帯及び新婚世帯（以下「移住者等」という。）と賃貸借契約を締結し、移住者等の居住のために空き家を改修する者に限る。
- (5) 要綱別表に掲げる事業の補助事業者として規定する移住促進団体等は、市町村と連携して移住促進事業を行うものに限る。
- (6) 要綱別表に掲げるお試し体験住宅は、移住希望者が移住後の暮らしを体験できる施設をいい、宿泊を伴う施設かどうかは問わない。ただし、旅館業法に抵触するものであってはならない。

3 補助事業の対象となる空き家

(1) 補助事業の対象となる空き家は、戸建て及び長屋建てとし、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 市町村の空き家バンクに登録された物件
- イ 市町村の空き家紹介制度等により紹介された物件
- ウ 空き家の実態調査等で各市町村が把握している物件
- エ その他知事が認めたもの

(2) 次の場合は補助対象とすることができない。

- ア 不動産業者等が賃貸又は売買を目的として建築し、業として賃貸又は売買を行うために空き家として所有する物件である場合
- イ 補助事業者が従前から所有する空き家を自らの居住のために改修する場合
- ウ 補助事業者が自らの居住のために空き家を所有又は賃借して改修を行う場合のうち、補助事業者の住所移転を伴わない場合
- エ 補助事業者が移住者等の居住のために空き家の改修を行う場合のうち、移住者等の住所移転を伴わない場合

4 補助対象事業等

(1) 原則として空き家所在地の市町村に本店、支店、又は営業所を有し、建設業許可を取得している事業者が施工することとする。ただし、該当する事業者がない市町村において補助事業を実施する場合又は補助事業者の事情により、空き家所在地でない市町村の業者を選定する場合は、「空き家所在地の市町村」を「県内」と読み替え、任意様式により事業者選定にかかる理由書を提出するものとする。

(2) 要綱別表に規定する補助対象経費は次のとおりとする。ただし、交付決定より前に実施したもの(改修工事の着工)については補助対象外とする。

- ア 申請日の属する年度の3月31日までに完了する、居住用物件の改修(居住のためにやむを得ないと認める必要最小限の増築を含む。)に係る費用及び居住のために必要な設備の整備に係る費用
- イ 申請日の属する年度の3月31日までに完了する、居住用物件に併設された店舗の躯体部分に係る改修(居住のためにやむを得ないと認める必要最小限の増築を含む。)費用及び、住宅部分と併用する設備の整備に係る費用
- ウ 改修する空き家の残置物の撤去及び清掃費用
- エ 耐震診断費用(申請日から遡って3か月以内に補助事業者が実施したものを含む。)

- オ アからウの場合において、外構及びエクステリア工事については補助対象外とする。
- カ (1)の事業者が施工する場合において、事業の見積書等により総事業費が補助対象と補助対象外の合算となっている場合について、その合算諸経費は按分するものとする。
- (3) 寄附金その他の収入があった場合にあつては、(2)に規定する経費から寄附金その他の収入を除いた額を補助対象経費とする。
- (4) 補助事業者は、補助対象事業の内容の変更をする場合であっても当初の交付決定額以上の補助金の交付を受けることはできない。

5 補助金の申請

- (1) 交付決定は、1物件につき1回のみとする。
- (2) 補助金の申請の受付は、提出期限まで随時行うものとし、補助対象となる対象者の補助金交付申請額の総額が、当該年度の予算額を超えた時点で、交付申請書の受付は終了する。
- (3) 交付申請書提出後の補助金額の増額変更は、認めないものとする。
- (4) 市町村を除く補助事業者が、別表の事業区分2により交付の申請を行う場合は、書類の正副各1部を提出するものとする。
- (5) 前項の規定による提出があつたときは、申請団体及び事業確認書(第2号様式)を当該空き家の所在する市町村の長へ照会するものとする。

6 提出書類

- (1) 要綱第4条に規定する申請時に必要な書類については、次のとおりとする。
 - ア 補助対象経費の内訳が分かる書類とは、事業の見積書等、補助対象事業の内容及び費用が分かる書類をいう。
 - イ 空き家の所有権若しくは賃借権の所在又は賃貸人であることを証明する書類とは、空き家の建物登記簿若しくは売買契約書又は賃貸借契約書等、申請者が当該空き家の所有権、賃借権を有するに至った経緯又は賃貸人であることがわかる書類をいう。
 - ウ 空き家であることの確認書とは、空き家所在地の市町村が発行する、当該空き家が補助事業の対象となる空き家であることを証明するもの(要綱別紙3)をいう。ただし、円滑な事務手続きのため、次の方法をもって替えることができる。
 - (ア) 要綱により定める様式とは別に、市町村の状況に応じた様式によ

る確認

- (イ) 本補助金の交付を受けたいとして申請された物件が空き家であることを確認されたいとして、県から市町村に対して出された確認依頼に対する回答
 - エ 補助事業者であることを証するために、空き家に居住する全ての者に係る住民票に加えて必要な書類があるとして知事が提出を指示した場合は、当該書類の提出を行うこと。
 - オ 都道府県税に係る納税証明とは、都道府県税について、滞納がないことを証明するものをいう。ただし、非課税者については、市町村税について非課税であることの証明を添付することで、これに代えることができる。
 - カ 要領4(1)ただし書に定める事業者選定にかかる理由書については、申請時に提出するものとする。
- (2) 要綱第7条に規定する事業実績報告時に必要な書類については、次のとおりとする。
- ア 空き家の改修部分の写真について、申請時に提出した空き家の改修予定部分の現況写真に含まれない部分の改修工事を行った場合は、改修部分の写真と併せて当該部分の改修前の状況がわかる写真を提出することとする。
 - イ 補助対象経費に係る契約書について、当該契約書を作成しなかった場合は、実施した事業の内容及び補助対象経費の内訳がわかる書類を提出することとする。
 - ウ 補助対象経費の内訳を示す書類とは、実施した補助対象事業の内容及び費用が分かる書類をいう。

7 補助金の交付手続

知事は、補助事業者から要綱第4条に規定する申請書(要綱第1号様式)の提出があった場合は、当該補助金交付申請書の内容を審査し、補助金交付の目的が達成できると認めるときは、補助事業者に別紙様式1によりその内容を知する。

8 承認手続等

- (1) 知事は、補助事業者から要綱第6条第1項第2号に規定する変更等承認申請書(要綱第3号様式)が提出された場合は、当該申請の内容を審査し、承認すべきと認められるときは、別紙様式2によりその内容を知する。

(2) 要綱第6条第1項第3号に該当する場合については、別紙様式3によりその内容を通知する。

9 補助事業の併用

(1) 本補助事業は、他の補助金の額を補助対象経費から除くことで、併用は可とする。

(2) 補助事業者に対して市町村が補助を行う場合、当該補助事業者に交付した市町村補助金に、空家総合整備事業は活用できない。

(3) 市町村が補助事業者である場合、空家総合整備事業は活用できない。

10 補助金の額の確定

知事は、補助事業者から要綱第7条に規定する事業実績報告書（要綱第5号様式）の提出があった場合は、補助事業の完了に伴う補助事業の成果が交付決定の内容に適合するものであるかどうかを事業完了確認調書（別紙様式4）により調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に別紙様式5により通知する。

11 補助金の返還

知事が補助金の返還を要しないと認める場合については、次のとおりとする。

(1) 要綱第10条に規定する財産処分の制限期間経過後に処分又は他の目的に使用した場合

(2) 知事の許可を得て処分又は他の目的に使用した場合

(3) その他、知事がやむを得ない事情があったと認めるとき

附 則

1 この実施要領は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 この実施要領の施行をもって、空き家利活用支援事業費補助金交付要綱実施細目及び空き家利活用支援事業費補助金交付要綱実施細目の運用についてを廃止する。

附 則（平成29年6月15日住第94号改正）

この実施要領は、平成29年6月15日から施行し、平成29年度申請分から適用する。

附 則（平成29年10月24日住第224号改正）

この実施要領は、平成29年10月24日から施行し、平成29年度申請分

から適用する。

附 則（平成30年4月2日住第5号改正）

この実施要領は、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。

別紙様式 1

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年度岐阜県空き家利活用事業費補助金の交付決定について（通知）

年 月 日付け 第 号（以下「申請書」という。）で申請のあった年度岐阜県空き家利活用事業費補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第 7 条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、申請書記載の 事業とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費又は補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	円
補助金の額	円

- 3 岐阜県補助金等交付規則及び岐阜県空き家利活用事業費補助金交付要綱（ 年 月 日付け 第 号 通知）に従わなければならない。

別紙様式 2

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年度岐阜県空き家利活用事業費補助金の事業計画の変更承認について

年 月 日付けで岐阜県空き家利活用事業費補助金交付要綱第 6 条
第 1 項第 2 号に基づき申請のあった事業内容の変更については次のとおり承認
しましたので通知します。

記

- 1 事業内容の変更は、申請書に記載されているとおり承認する。
- 2 変更承認後の補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
補助金の額	円

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年度 岐阜県空き家利活用事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した岐阜県空き家利活用事業費補助金について、同補助金交付要綱第 6 条第 1 項第 3 号に基づき提出のあった事業中止（廃止）承認申請については、下記のとおり申請を承認し、交付決定を取り消したので通知します。

記

- 1 事業中止（廃止）承認申請書に記載のとおり承認する。
- 2 交付の決定を取り消す補助対象経費及び補助金の額

交付の決定を取り消す補助対象経費	円
交付の決定を取り消す補助金の額	円

別紙様式 4

事業完了確認調書

補助事業者 (氏名・区分)	
事業区分	
事業場所等 (空き家住所)	
施工事業者 (住所・事業者名)	
総事業費	
補助対象経費	
補助金の額	
立会人	
事業期間 (着手・完了)	
調査 (調査年月日・調査 方法・調査結果)	

上記のとおり完了を確認しました。

年 月 日

確認者

印

別紙様式 5

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年度 岐阜県空き家利活用事業費補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号で交付決定した岐阜県空き家利活用事業費補助金について、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号）第 14 条の規定により、交付額を下記のとおり確定したので通知します。

記

事業区分

補助金確定額 円